

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	
主管課	税務課	
根拠法令等	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日公布、公布日施行）	
【改正の概要】		
1	地方消費税 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更（平成24年改正条例の一部改正） 地方消費税率：63分の17（消費税率換算1.7%）→ 78分の22（消費税率換算2.2%） 施行期日：（平成27年10月1日）→ 平成29年4月1日→ 平成31年10月1日	
2	車体課税（消費税率10%段階の措置） (1) 自動車取得税の廃止・自動車税の「環境性能割」の創設時期の延期 （平成29年4月1日→ 平成31年10月1日） 自動車取得税（3%）を廃止し、自動車税に環境性能割（1～3%）を創設する時期を延期 (2) (1)に伴う規定整備 (3) 自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し及び延長 29年4月1日からの未施行規定を削り、基準を切り替え、重点化を行った上で1年間延長	
3	地方法人課税の偏在是正（消費税率10%段階の措置） (1) 法人県民税の法人税割の一部の地方交付税原資化（標準税率の引下げ）に伴う税率の引下げ時期の延期（平成29年4月1日→ 平成31年10月1日） $\frac{4.0\%}{[本則3.2\%+超過0.8\%]} \quad \longrightarrow \quad \frac{1.8\%}{[本則1.0\%+超過0.8\%]}$ ※中小法人（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるもの）については、超過課税分を控除。 (2) 地方法人特別税の廃止に伴い税率の特例を廃止（法人事業税への復元）時期の延期 （平成29年4月1日→ 平成31年10月1日） 【資本金又は出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の税率】 所得のうち年400万円以下の金額 $\frac{0.3\%}{}$ → $\frac{1.9\%}{}$ 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 $\frac{0.5\%}{}$ → $\frac{2.7\%}{}$ 所得のうち年800万円を超える金額 $\frac{0.7\%}{}$ → $\frac{3.6\%}{}$ 等	
4	住宅ローン減税 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の対象となる家屋の居住年を平成33年12月31日まで、適用期限を平成43年度まで2年半延長	
施行日	1、2(1)、3及び4の改正	公布の日
	2(3)の改正	平成29年4月1日
	2(2)の改正	平成31年10月1日
【その他参考事項】		